

74 修業年限短縮に関する件に付公私立専門学校へ通牒

〔昭和十六年十一月〕

(注記1)  
 発専二二三号  
 十一月十五日 文書課長 (有原) 送  
 十一月十八日 起案者 (西川)

昭和十六年十一月十一日起案

学務課長 (伊藤)  
 専門学務局長 (水井)  
 次官 (海池)  
 普通学務局長 (抹消) (宇野) (水野) (中野) (船田) (倉林) (川野)  
 文書課長 (有光) (注記2)  
 次官 (香山) (池水) (太田) (石野) (岩月) (清水) (田中) (永倉)

公私立専門学校長宛

修業年限短縮ニ関スル件

(注記3) 標記ノ件ニ関シテハ本年十月十六日発専一九五号ヲ以テ通牒相成タル処右ノ中 (加筆) 〔一〕本科及研究科ヲ以テ一課程トスル研究科 (加筆) 〔二〕付テハ研究科卒業ヲ以テ教員免許状等ノ資格ヲ認メラル、研究科ニ限り本年度ニ於テハ本年十二月ニ卒業セシムベキ儀ニ付可然御処理相成度 尚本科卒業ニテ右資格ヲ認メラル、学科卒業者ノ入学スル研究科 (専修科等ヲ含ム) ハ短縮セザル次

第二付為念申添フ

追而本科卒業者ヲ入学セシム研究科八十七年一月ヨリ開始スルモ差支無之ニ付臨時学則ヲ定メ御開申相成度

発専一九五号

昭和十六年十月十六日

文部省専門学無局長 永井 浩

官公私立専門学校長宛

専門学校ノ修業年限臨時短縮ニ関スル件

現下時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ大学学部専門学校等ノ在学年限又ハ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タル処本月十六日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ關係法令公布相成タルニ付テハ十分之方趣旨了承ノ上昭和十六年度ノ卒業及昭和十七年度ノ入学等ノ取扱方左記ニ依リ施行相成度此段依命通牒ス

記

一、教授、卒業試験等ノ取扱

- (一) 昭和十六年文部省令第七十九号第一条及第二条ニ依リ本科並ニ修業年限三年以上ノ研究科及別科ノ卒業期八十六年十二月トシ左ノモノニ付テモ右ニ準ジテ取扱フコト (但シ女子齒科医学専門学校ニ付テハ別ニ指示ス)
1. 本科及研究科ヲ以テ一課程トスル研究科 (加筆・朱線)
  2. 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示スルモノ
- (二) 教授、卒業試験等ノ取扱

1. 教授時数（講義、実験、実習）ノ取扱ニ関シテハ本年十月八日付専門学務局長内報ニ依ルコト

2. 休講ヲ抑止スルニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代講又ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

3. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル生徒ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又ハ学校指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ場合ハ詳細ナル事由書ヲ添付セシムルコト

4. 前号ノ生徒及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対シテハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

5. 第三号ノ手續ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル生徒ニ対シテハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル処分ヲ為スコト

6. 卒業式八十六年十二月二十六日より同二十八日迄ノ間ニ於テ之ヲ行フコト

二、入学ノ取扱

(一) 十七年四月ニ入学セシムベキ生徒ノ入学試験ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二) 各専門学校ニ於テハ入学願書提出期日、入学試験期日、入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スルコト 但シ帝国大学及官立大学臨時附属医学専門部ノ入学試験期日ハ十七年三月八日よりトシ詳細ハ追而通知スルコト

(三) 入学者ヲ決定シタル時ハ学科又ハ分科別ニ生徒定員及入

三、専門学校卒業者ノ大学入学ノ取扱  
学者数ヲ本省ニ報告スルコト

(一) 十七年四月大学学部ニ入学セシムベキ学生ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二) 専門学校（之ニ準ズルモノヲ含ム）卒業者ニシテ大学学部ニ入学志望セントスル者ノ取扱ハ本年十月十六日付發專一九四号ニ依ルコト

(三) 大学入学試験期日

1. 帝国大学及官立大学

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄
第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

専門学校卒業者ノ入学志望ハ第二次試験以下トシ第二次試験ノ入学願書ハ出身学校ヲ經由セシメ第三次試験

ハ之ヲ省略スルコト 但シ第三次試験ノ入学願書ハ志望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書ニ添付スベキ必要書類ハ志望ノ学部、学科ヲ出身学校ニ速報セシメ出身学校ヨリ当該大学宛至急送付スルコト

尚右入学願書ノ經由ハ前年度以前ノ卒業者ニ付テハ之ヲ省略スルコト

2. 公私立大学学部ノ入学試験期日等ハ夫々ノ大学ヨリ報告アリ次第本省ヨリ通知スルコト

3. 大学入学志望者ニ対シテハ大学、学部、学科ノ選択  
等ニ付十分ナル指導ヲ為スコト

#### 四、臨時補習科ノ設置

各専門学校ニ於テハ本年度卒業者中ニ大学入学志望者アリ  
タル時ハ左ノ要項ニ依リ臨時補習科ヲ設クルコト

(一)各 称 ○○専門学校臨時補習科

(二)期 日 昭和十七年一月乃至三月

(三)收容資格 本年度卒業者中大学学部入学志望者ノ全部

(四)学習内容 補習授業、勤勞作業等ヲ課ス其ノ課程ハ各  
学校ニ於テ之ヲ定ムルコト

(五)授業料 本科授業料年額ノ十二分ノ三以内ヲ徴収ス  
ルヲ得ルコト 但シ十六年度本科授業料全  
額ヲ徴収シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(六)修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

(七)本件ニ関スル学則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

#### 五、昭和十七年度授業開始

(一)十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ発表ヲ終リタル学校ニ  
於テハ必ず十七年四月一日ヨリ授業ヲ開始スルコト

(二)十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ発表ヲ為シタル  
学校ニ於テハ必ず十七年四月五日迄ニ授業ヲ開始スルコ  
ト

六、本件ニ関シテハ貴校限り臨時学則(学期、休業日、学科目、  
学科課程、卒業等ニ関スル事項但シ授業料ニ付テハ別途通  
牒ス)ヲ定メ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セズ 但シ右臨

時学則ハ直ニ本省ニ開申スルコト

尚臨時補習科ハ第四項ニ依リ認可ヲ受クルコト

(注記1)

「至急」

(注記2)

「記録掛 19・11・16 受領」

(注記3)

「三〇」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔<sup>(曾)</sup>種別 〔<sup>(抹消)</sup>わ一二三〕<sup>(加筆)</sup>わ一ノ一〕

私立専門学校宛 修業年限短縮ニ関スル件ノ番号 / 結了年月日

昭一六 一一 一八 / 保存年限 / 枚数

〔自大15年至昭16年 学校・図書館及博物  
館規則総規〕文部省<sup>(8)</sup> 34,32-5,2410